

様式 10

保健福祉センター 受付印	大阪市保健所 受付印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長 様

管理者氏名

放射線診療装置等備付届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな 医療機関名	
所在地	〒 電話 ()
備付(使用予定)日	令和 年 月 日
備付事項	1. 診療用高エネルギー放射線発生装置 2. 診療用放射線照射装置 ③. 診療用放射線照射器具 4. 放射性同位元素装備診療機器 5. 診療用粒子線照射装置
開設(変更)許可番号	- 号 令和 年 月 日

届出部数: 3部

様式 11

保健福祉センター 受付印	大阪市保健所 受付印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長 様

管理者氏名

放射線診療装置等変更届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条第11号並びに同規則第29条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな 医療機関名	
所在地	〒 電話 ()
変更予定年月日	令和 年 月 日
変更事項	1. 診療用高エネルギー放射線発生装置 2. 診療用放射線照射装置 ③. 診療用放射線照射器具 4. 放射性同位元素装備診療機器 5. 診療用粒子線照射装置
変更内容	1. 装置、放射性同位元素に関すること 2. 使用室に関すること 3. 放射線従事職員に関すること 4. 予防措置の概要に関すること
一部変更許可番号	- 号 令和 年 月 日

届出部数： 3部

変更概要 (内容を具体的に)	変更前				
	型	式			
	核	種			
	1個当たりの数量 (Bq) 及び個数				
	合計数量 (Bq)				
	変更後				
	型	式			
	核	種			
	1個当たりの数量 (Bq) 及び個数				
	合計数量 (Bq)				

[記入上の注意]

- ①変更しようとする内容を具体的かつ詳細に記入すること。
- ②変更する内容が診療用放射線照射器具に関する場合は、変更前・変更後の型式・核種等を記入すること。
- ③変更する内容が使用施設に関する場合は、変更前・変更後の図面を添付すること。

1. 放射線診療装置等に関すること

1-1 診療用放射線照射器具に関する事項				
放射性同位元素の種類	則27-1			
放射性同位元素の物理的半減期				
型 式				
1個あたりの数量 (Bq) 及び個数				
合 計 数 量 (Bq)				
物理的半減期が30日以下のもの (Bq)	一日最大使用予定数量	則27-2		
	最大貯蔵予定数量			
1-2 診療用放射線照射器具を使用するために必要とする施設・設備等				
診療用放射線照射器具使用室	有	・	無	
放射線治療病室	有	・	無	
特別措置病室	有	・	無	
管 理 室	有	・	無	
処 置 室	有	・	無	
貯 蔵 施 設	貯 蔵 室	有	・	無
	貯 蔵 箱	有	・	無
運 搬 容 器	有	・	無	
専 用 便 所	有	・	無	
放 射 線 測 定 器	有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 種類・名称 ・ ・ ・ ・ </div>	無	

2. 放射線診療室等に関すること

2-1 放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
室名			
使用室の防護物概要			構造 ・ 材料 ・ 厚さ
	天井		
	床		
	周囲の隔壁等	北	
		東	
		南	
西			
出入り口の扉			
操作室（操作する場所）		有	・ 無
診療（使用）室である旨の標識		有	・ 無
画壁外側の実効線量が1 mSv/週以下となる措置		有	・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		患者あて	則30の13 有 ・ 無
		従事者あて	
管理区域	管理区域を設ける場所		添付図面のとおり
	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置		有 ・ 無
	標識		有 ・ 無
	立ち入り制限措置		有 ・ 無
敷地内居住区域の境界における実効線量が250 μSv/3月以下となる措置		則30の17	有 ・ 無
敷地境界における実効線量が250 μSv/3月以下となる措置			有 ・ 無
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置		則30の19	有 ・ 無
取扱者の被ばく測定用具の名称		有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 種類・名称 ・ ガラスバッチ ・ OSL線量計 ・ ポケット線量計 ・ TLD ・ </div> 無

2-2 診療用放射線照射器具により治療を受けている患者を収容する病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
室名	階	病棟 室	
建築物の主要構造部	耐火構造・不燃材料・その他（ ）		
使用室の防護物の概要	天井		
	床		
	周囲の画壁等	北	
		東	
		南	
		西	
	出入口の扉		
貯蔵施設 (別途：その概要及び遮蔽計算書添付)	則27-1	有 ・ 無	
運搬容器 (別途：その概要及び遮蔽計算書添付)		有 ・ 無	
画壁等の防護措置	則30-7-1 則30-12	有 ・ 無	
人が常時出入りする出入口の数	則30の7-2		
放射線治療病室及び特別措置病室の標識	則30の12-2	有 ・ 無	
患者の入院制限、退出基準等必要な措置および退出の記録等	則30の15	有 ・ 無	

2-3-1 診療用放射線照射器具を特別な理由によりエックス線診療室及び 診療用放射性同位元素使用室で使用するについて			
特別の理由によりエックス線診療室で使用する場合の適切な防護措置等			
エ ッ ク ス 線 診 療 室	特別の理由によりエックス線室で使用する		有 ・ 無
	使用する室名		
	エックス線診療室の放射線障害の 防止に関する構造設備及び予防措置	則24の2-4	適 ・ 不適
	標識（照射器具を使用する旨を記載）		有 ・ 無
	使用する核種		
	診療用放射線照射器具使用室の有無		有 ・ 無
	放射線治療病室及び特別措置病室の有無		有 ・ 無
	防護衝立、防護スクリーン等防護措置		有 ・ 無
	使用室内の床等の仕上げ材		適 ・ 不適
	放射線測定器・保管簿等		有 ・ 無
	運搬容器の有無		有 ・ 無
	管理責任者の選任・組織図の作成		有 ・ 無
特別の理由により診療用放射性同位元素使用室で使用する場合の適切な防護措置等			
診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 使 用 室	特別の理由により同位元素使用室で使用する		有 ・ 無
	使用する室名		
	診療用放射性同位元素使用室の放 射線障害の予防に関する予防措置	則28-4	適 ・ 不適
	標識（照射器具を使用する旨を記載）		有 ・ 無
	使用する核種		
	診療用放射線照射器具使用室の有無		有 ・ 無
	放射線治療病室及び特別措置病室の有無		有 ・ 無
	防護衝立、防護スクリーン等防護措置		有 ・ 無
	放射線測定器・保管簿等		有 ・ 無
	運搬容器の有無		有 ・ 無
	管理責任者の選任・組織図の作成		有 ・ 無

2-3-2 診療用放射線照射器具を特別な理由により手術室及び 診療用放射線照射装置使用室で使用するについて			
特別の理由により手術室で使用する場合の適切な防護措置等			
手術室	特別の理由により手術室で使用する		有 ・ 無
	使用する室名		
	標識（照射器具を使用する旨を記載）		有 ・ 無
	使用する核種		
	診療用放射線照射器具使用室の有無		有 ・ 無
	放射線治療病室及び特別措置病室の有無		有 ・ 無
	防護衝立、防護スクリーン等防護措置		有 ・ 無
	使用室内の床等の仕上げ材		適 ・ 不適
	放射線測定器・保管簿等		有 ・ 無
	運搬容器の有無		有 ・ 無
	管理責任者の選任・組織図の作成		有 ・ 無
特別の理由により診療用放射線照射装置使用室で使用する場合の適切な防護措置等			
診療用放射線照射装置使用室	特別の理由により照射装置使用室(RALS)で使用する		有 ・ 無
	使用する室名		
	診療用放射線照射装置使用室の放射線障害の予防に関する予防措置	則26-3	適 ・ 不適
	使用する核種		
	標識（照射器具を使用する旨を記載）		有 ・ 無
	感染症防止対策のための手洗い場所		有 ・ 無
	麻酔に関連した配管類（笑気・酸素・吸引）の整備		有 ・ 無
	使用室内の床等の仕上げ材等線源の紛失方法		適 ・ 不適
	防護衝立、防護スクリーン等防護措置		有 ・ 無
	放射線測定器・保管簿等		有 ・ 無
	運搬容器の有無		有 ・ 無
	管理責任者の選任・組織図の作成		有 ・ 無

2-4 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要		
貯蔵室、貯蔵箱等の外部との区画	有 ・ 無	
貯蔵施設の外側における実効線量が 1mSv/週以下となる措置	有 ・ 無	
貯蔵室の耐火性	有 ・ 無	
貯蔵室の開口部は甲種防火戸	有 ・ 無	
貯蔵箱の耐火性	有 ・ 無	
人が常時出入りする出入口、1箇所	かぎ・その他（ ）	
外部に通ずる部分の閉鎖設備	有 ・ 無	
貯蔵施設である旨の標識	有 ・ 無	
貯蔵容器・ 運搬容器	貯蔵・運搬時の実効線量が 100μSv/週 at 1m 以下となる措置	有 ・ 無
	貯蔵容器の気密性	有 ・ 無
	こぼれにくい構造、浸透しにくい材料	有 ・ 無
	貯蔵容器である旨の標識	有 ・ 無
	貯蔵容器に核種・数量の表示	有 ・ 無
	受皿、吸収材等の汚染の広がり防止設備、器具	有 ・ 無

3. 放射線診療従事者等に関すること

放射線診療に従事する医師・歯科医師・診療放射線技師の氏名、経歴等		
氏名	職種	放射線診療に関する経歴
年 月 日生		資格取得年月日： 免許証番号：第 号

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること。

1. 添付書類

- 1) 病院・診療所の全体図面
- 2) 使用室等の隣接部（上下階を含む）の平面図
- 3) 使用室の詳細図面
- 4) 遮蔽計算書
- 5) その他参考となる資料

2. 作成上の注意

- 1) 添付図面1、2、3に管理区域を明示すること。
- 2) 添付図面3に管理区域の標識、使用中の表示、注意事項の掲示した位置を明示すること。
- 3) 該当しない欄は斜線で埋める。
- 4) 様式サイズは、A4とする。

3. 開設許可番号等の記入について

病院及び非医師開設の診療所で、開設許可又は開設許可事項中一部変更許可がある場合は記入すること。

様式 12

保健福祉センター 受付印	大阪市保健所 受付印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長 様

管理者氏名

放射線診療装置等廃止届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条第12号並びに同規則第29条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな 医療機関名	
所在地	〒 電話 ()
廃止年月日	令和 年 月 日
廃止事項	1. 診療用高エネルギー放射線発生装置 2. 診療用放射線照射装置 ③. 診療用放射線照射器具 4. 放射性同位元素装備診療機器 5. 診療用粒子線照射装置
廃止理由	1. 医療機関の閉鎖 〔閉鎖・移転・組織変更・その他 () 〕 2. 装置、放射性同位元素のみ廃止

届出部数： 3部

廃止した診療用放射線照射器具に関すること					
型 式					
核 種					
1個当たりの 数量 (Bq) 及び個数					
合 計 数 量 (Bq)					
照射器具使用室名					
廃止した理由					
廃止後の処分方法					
汚染検査実施年月日	令和 年 月 日				
廃止後の使用室、治療病室 及び貯蔵施設並びに処置室 の用途					

- (注意) 1. 廃止時装備していた放射性同位元素を譲渡した時は、受領書の写しを添付すること。
2. 単位は、「Bq」単位で記入し接頭語に注意すること。

様式 13

保健福祉センター 受付印	大阪市保健所 受付印	施設番号

令和 年 月 日

大阪市保健所長 様

管理者氏名

診療用放射線照射器具翌年使用予定届

標記について、医療法第15条第3項及び同法施行規則第27条第3項の規定により
下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな 医療機関名	
所在地	〒 電話 ()

届出部数： 2部

1. 翌年使用を予定する診療用放射線照射器具
(物理的半減期が30日以下のもの)

核種					
型式					
形状					
1個当たりの 数量(Bq)及び個数					
合計数量 (Bq)					

備考

1. 翌年とは、1月1日から12月31日までとする。
2. 翌年において、使用を予定する診療用放射線照射器具で装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下のものについて、種類、型式、個数及び数量等が、あらかじめ届け出されたものと異なる時は、変更届を必要とする。
3. 様式サイズは、A4とする。